平成２２年（フ）第３０８１号
名古屋市南区豊田１丁目27番２号　丸美ロイヤル道徳202号
破産者　西尾　君江
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７６号
愛知県瀬戸市福元町91番地　パストール福元202、開始決定時の住所名古屋市中川区富田町大字榎津字宮海道57番地の２
破産者　小林内装こと　小林　正和
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１３号
名古屋市千種区末盛通４丁目26番地の１　アークハウス２Ｂ
破産者　古賀　武雄
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５４３号
京都市伏見区向島東定請１番地１　エースイン向島102号室
破産者　小西　哲也
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２６号
大阪府吹田市樫切山18番８―302号
破産者　麻生　　敦
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第６４４号
大阪府柏原市大字高井田951番地の９
破産者　佐藤　昭男
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５６８号
大阪府高石市取石２丁目30番16号
破産者　土井　充代
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８１２号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目11番７―401号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市古市４丁目１番11―904号
破産者　吉田　良一
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８８０号
三重県鈴鹿市道伯３丁目８―21　レオパレス道伯201、開始決定時の住所堺市南区鴨谷台３丁３番３―115号
破産者　渡邉　正人
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９８３号
堺市北区百舌鳥梅町１丁28番地２　西喜ハイツ203号、前住所堺市西区菱木１丁1376番地18
破産者　大岩　敏雄
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
堺市北区北花田町３丁29番地６　ハイム29―201号
破産者　寺元　利彦
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
大阪府富田林市小金台４丁目２番４―301号
破産者　後藤　伸英
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
堺市堺区緑町２丁117番地２　レジデンス緑203号、前住所大阪市西区西本町２丁目５番10―701号
破産者　瀬戸　健次
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
神戸市須磨区北落合２丁目12番358―504号　田村講治方
破産者　鳥見　和美
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７８号
兵庫県宝塚市平井５丁目２番１―604号、開始決定時の住所兵庫県川辺郡猪名川町柏梨田字下女田112番地の６
破産者　宗　榮次郎
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５１７号
兵庫県川西市小戸１丁目７番１―201号、前住所兵庫県宝塚市山本東１丁目７番37号
破産者　清水　義則
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０５１号
神戸市東灘区本庄町２丁目12番23―1106号、開始決定時の住所神戸市東灘区魚崎北町４丁目７番16号　ヴェルビュ魚崎北町501号
破産者　木村　浩基
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係